様式３

文書番号

令和７年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付決定通知書

都道府県保険者協議会

　（元号）　年　月　日　　第　　号で申請のあった令和７年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により　　　　　　第６条第３項の規定により、修正のうえ（元号）　年　月　日厚生労働省発保　　　　第　号をもって下記のとおり交付することに決定されたので、同法第８条の規定により通知する。

　（元号）　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都道府県知事　○○　○○

記

１　補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号）　年　月　日厚生労働省発保　　　　第　号厚生労働事務次官通知の別紙「令和７年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の３に掲げる事業であり、その内容は

（元号）　年　月　日第　号申請書記載のとおり２のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　である。

２　事業に要する経費及び補助金の額は、次表のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業に要する経費 | 補助金の額 |
| 保険者協議会の運営等に係る事業 | 金　○○○○　円 | 金　○○○○　円 |

３　補助金の額の確定は、交付要綱の４に定める交付額の算定方法により行うものである。

４　この補助金は、交付要綱の５に掲げる事項を条件として交付するものである。

５　事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

６　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）　年　月　日とする。